# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 26 | 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 |

## 評価実施機関名

長崎県平戸市長

## 公表日

令和7年1月29日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。<br><br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①新型インフルエンザ等の予防接種<br>②住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定<br>③予防接種勧奨通知の発送<br>④個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等）<br>⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等<br>⑥接種を行うために要する費用に関する事務<br>⑦その他上記に関する事務<br>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 予防接種対象者ファイル<br>接種履歴情報ファイル<br>宛名情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項、別表第一の93の2項<br>並びに、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第67条の2 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第115の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条<br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条第8号　別表第二115の2項並びに内閣府・総務省令第7号第12号の2 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 市民生活部健康ほけん課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　市民生活部健康ほけん課　TEL0950-22-9125 |

| ８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　総務部総務課　TEL0950-22-9100 |
| ９．規則第９条第２項の適用 | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年3月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年3月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務は、個人番号入力などの作業は無く、システムの連携のみであるため。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、実績などの状況を確認し、当該事業所において行政機関等と同等の安全管理措置が講じることが出来ると判断し、また、契約書に特定個人情報の記載をしているため　「十分である」と考える。 |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年3月3日 | Ⅱしきい値判断項目<br>２　取扱者数 | 500人以上 | 500人未満 | 事前 | |
| 令和3年3月3日 | Ⅰ関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条7号、別表第二の第115の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第13条<br>■情報提供の根拠<br>　番号法第19条第7号　別表第二115の2項並びに内閣府・総務省令第七号第十二号の2 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第115の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条<br>■情報提供の根拠<br>　番号法第19条第8号　別表第二115の2項並びに内閣府・総務省令第7号第12号の2 | 事後 | 法令改正に伴うもの |
| 令和4年3月11日 | Ⅱしきい値判断項目 | 令和3年2月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年1月29日 | 8. 人手を介在させる作業 | | | 事後 | 様式変更に伴うもの |
| 令和7年1月29日 | 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | | | 事後 | 様式変更に伴うもの |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |